

四日市市告示第 156 号

道路法（昭和27年法律第180号）第47条第1項及び第4項及び車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を以下のとおり指定し、併せて、車両制限令第10条の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行を以下のとおり定める。

令和2年 3月 31日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	起点地先名	終点地先名
追分石原線	四日市市大字塩浜字八幡117番1	四日市市塩浜本町一丁目9番2
末広新正線	四日市市末広町6番4	四日市市曙町179番
花川六名線	四日市市六名町字中山577番7	四日市市和無田町字荒野928番1
諏訪新道線	四日市市相生町7番	四日市市相生町26番
相生7号線	四日市市相生町7番	四日市市本町108番1

2 指定する期日 令和2年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

